

鏡公遺事
完

贈秋
6

國

集

海

陸

理

符

鈕

擬

差

外廣義擬書卷之篇

謬言然也

透

刷

方刑缺之易其形擬

周

周

音兼也

中

音之凡經耳商程良後三年

凡

蜀兵一

精

禮

作

鏡公遺事

往昔自東遷嗣業之盛海內無不昇平世久于茲公侯士庶知以德行揚美名
 者不可不就中水戶義以備前烈公 律公乎今遺事有若干卷凡記遺
 事者叙著其美於千載之下也其然乎伏惟桑海庶族宗不鏡公者 國初之貴
 戚封受于桑海邑建於十乃資姓英毅雄畧能 以仁慈之福交俠烈之風
 起文教修武事詩曰允也邦為憲是公之云也初右足食兵以此士民拱手
 畏服加之禮敬神祇靈在佛意用力一旦豁然貫通既九世有故羽林奇回公
 性明達蓋也之戈知有公之遺風祖 守祖業之刑言行甚著以以東運入
 握大政由是家門之盛倍 昔曰竊惟 悉是公之遺愛於今茲秋七月至于
 下邳別道承山請服而後拜首遺廟想當我祖先亦蒙育恩之馥原是故事示
 旧史、敢忘之可得懷仰之歎於簡范之露切業之名高香之上矣我東
 陰藏公之遺德相 聳事矣先是乘官情之暇披翠雜史記、若干卷編集于茲
 曰鏡公遺事今指教奉公之遺德欲令後人知於其業是我微志也論七世念
 純子 文政十二年己丑秋八月朔日 西城虎殿直士桑海庶族源定以禱序



鏡公遺事惣目録卷之一

系圖 久松家由来由 飯膳再娶水野公 三才列于所一族 桑名少將家總
團之章 京紋毛菱紋之說 定綱生于田安印 母堂與平氏由来由
荒川京約養子 定綱幼時度量 核柱速川掛川 柳鷹野之節二子拜賜
江戸表養所 賜新和五千金 列五位准大夫 法書院杏頭被有 聚淺
野長改息女 賜下總國山河城

卷之二

小田原城被却 市陸音請为一組之長 大坂冬序陣然奉 大坂夏序陣
供奉 定證人亂耳奉 一倍所加恩 速江國懸川城 日光神廟法家指
塗捧象與乘由並照說 修定之曰城 名石納于内佐寺 崇徳寺由来由
賜美濃國大垣城 御上洛之許凡止宿

卷之三

賜伊勢國桑名城 城外設二郭 定綱名言行狀 冷文瓦之書 春日社
祭祀所中法令 同音樂南北墨律 西京法全拜晚 城内巡覽 日本橋
通行 京屋附於西卷 日光神社奉今市入口 教書術 監室二相之相

平野元一来由 迂内刑了由来由 吉村又右子内由来由

卷之四

幽京賊起進法真容 從法皇所六次 母堂異例能幸去 長岑長里船入
津全兩使訪舍尼 惣喜多七太夫屋外 猶并速次室家卒去 慈光院殿
忌以代拜被奉 松平能登申定改道世 慶安四年春府總法惣之布
并伊豆奉有來 定綱卒去 永興院妻申 定良殿封附并伊家 同姓定
亮拜養子之為 定重封封花轉奉宗 桑名家崇徳新归旧
惣計六十三个條

系因畧

源定勝

量名長福父改三郎及表平慮改守 從四位上元正 權少將

伊勢國桑名郡桑名城主 父上尾張國知多郡阿古居城主
久松佐渡守俊勝母七女野者内大夫源忠實女及号濟通虎御
方與

東鑑大推觀星父同胞之御才也御名号基御被許准所京内
之辨定元平庚申三月十四日逝六十九大葬東海山望深寺
法益進源院殿羽林次將宮殿國做大居士

女子

名松尾娘服了石見守正就

寬永十一年甲戌八月二十四日 死三十八大葬桑名縣源寺

法益巖李院秀譽刺誓

後孫表平遠江守從五位下

定吉

慶長八年辛酉前十二月十二日卒十九才葬遠州掛川夏如
寺法益自照院光真英歿

定行

伊豫國温泉郡松山城主西國探檢藏後藤藩之間 量名千松父
改河内守後孫表平遠改守從四位下侍從改任号勝山寛文八

年戊申十月十九日卒去八十二才葬松山常信寺法益真常
院前拾遺道賢勝山

定綱

松平越中守從四位下度安江年華甲十二月廿九日卒去六
十才葬武州理川靈巖寺法益大鏡院從四位去蓮社淨誓一

法

各阿羅君 東照宮以養女妹松平土佐守從四位下從從忠

等 寬文九年三月十二日遊城八大菜武州淨心靈巖寺法益靈院奉養昭明

伊勢國長岑縣主有故孫谷雅定即知名長十段松平信濃

守從五位下寬永九年土甲三月廿一日卒三十六才葬桑名
院深寺

女子

名萬媛中川外膳父盈元銀二年己巳二月廿五日卒九十二才

葬武州三田大僧 法益光嚴院專養善照守衛

女子

各勇娘酒井河内守從四位下惠行定室八年丁巳八月廿日卒廿

七才入葬武州淺草觀音寺法益光壽院貞善松守堂主

伊豆國今治城主補江戶城代後孫松平美作守從五位下侍
從致仕号安心定室四年丙辰八月廿八日卒去七十二才葬桑名及今

定房

沿和洋院法益其相院於遺靈堂安心

女子

定改

女子

名露娘阿丁對馬平重次正保二年己酉六月廿日卒三十二
葵武別茂寺昌院法院法益松樹院負委荒庵秋月
三河國碧海郡折屋城主有次魚也 童名吉寺司以松雲平法
畫守從五位實文口年壬子十月廿日卒六十三才其被火山常
信守孫益廣禪院格岸
名玉娘松平備前守恒光寬之十一年甲戌二月廿日卒二十三才其
武及下各情隨院法益法免院法卷月心

定友

松雲平重及守
登五位下

定良

女子

童名三良四郎及松松平櫻津守從五位下明曆二年丙申七月廿八日卒
年七才其妻是國形寺法益法益之體院圖妙日法
名滿
嫁松平肥前守定佳
名
嫁松平内藏丞定寬

女子

女子

定重

童名萬吉及松松平越中守 其松平院收守定賴次男
享保二年丁酉十月二十七日卒其深川寺法益圖鏡院
照定真知法

子孫系圖猶別卷略此

鏡公遺事卷之三

西條院問直子

其の事... 西條院問直子... 其の事... 西條院問直子... 其の事... 西條院問直子...

鏡公遺事一巻之三

寛永十二年十月十日伊勢守重忠の討つるに
はつと息をきり一巻化二十二年を為るに伊勢守重忠は内
つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと
有りし伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと
三定相と重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと

重忠

つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと

重忠

伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと
伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと
伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと
伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと

伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと
伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと
伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと
伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと

伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと
伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと
伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと
伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと伊勢守重忠の時つと

林の傍に野山ありて一松ありて其の根は石に著き一
形を乞ふ

神主白河の松ありて其の根は石に著き一
形を乞ふ

定額に其の根は石に著き一
形を乞ふ

今更其伊予守人の事とせん

其の年移家の小館宮の酒と... 法林寺の... 又研破... 神... 伊予守人の事とせん

この時... 考... 伊予守人の事とせん... 法林寺の... 又研破... 神... 伊予守人の事とせん

去史の界終之、甲乙と致す、三階、一、二、三、武、之、多、の、奇
力、の、終、ら、ら、と、は、な、り、と、心、を、決、し、浪、の、高、岸、に、さ、を
海、に、定、然、と、を、守、り、七、加、の、後、人、の、大、力、を、お、り、抱
へ、し、一、年、此、國、を、我、等、十、五、年、を、お、り、是、れ、相、之、と、り、お、り、
實、亦、十、二、之、英、帝、の、討、つ、と、り、十、一、年、を、お、り、我、等、を、お、り、
て、又、ち、多、の、方、一、志、制、の、を、協、を、お、り、不、お、り、我、方、へ、不、お、り、
と、り、一、年、別、の、後、一、年、を、お、り、は、お、り、の、後、一、年、の、
地、を、遠、く、定、然、と、り、久、に、新、介、と、り、人、を、東、の、助、交、の、後、
我、等、を、後、を、お、り、一、年、又、ち、多、の、一、年、を、お、り、の、
此、中、自、一、年、終、を、お、り、一、年、を、お、り、の、
是、れ、人、の、故、実、と、り、一、年、を、お、り、の、
切、り、一、年、を、お、り、一、年、を、お、り、の、
一、年、を、お、り、一、年、を、お、り、の、
人、の、自、一、年、を、お、り、一、年、を、お、り、の、

去史の界終之、甲乙と致す、三階、一、二、三、武、之、多、の、奇
力、の、終、ら、ら、と、は、な、り、と、心、を、決、し、浪、の、高、岸、に、さ、を
海、に、定、然、と、を、守、り、七、加、の、後、人、の、大、力、を、お、り、抱
へ、し、一、年、此、國、を、我、等、十、五、年、を、お、り、是、れ、相、之、と、り、お、り、
實、亦、十、二、之、英、帝、の、討、つ、と、り、十、一、年、を、お、り、我、等、を、お、り、
て、又、ち、多、の、方、一、志、制、の、を、協、を、お、り、不、お、り、我、方、へ、不、お、り、
と、り、一、年、別、の、後、一、年、を、お、り、は、お、り、の、後、一、年、の、
地、を、遠、く、定、然、と、り、久、に、新、介、と、り、人、を、東、の、助、交、の、後、
我、等、を、後、を、お、り、一、年、又、ち、多、の、一、年、を、お、り、の、
此、中、自、一、年、終、を、お、り、一、年、を、お、り、の、
是、れ、人、の、故、実、と、り、一、年、を、お、り、の、
切、り、一、年、を、お、り、一、年、を、お、り、の、
一、年、を、お、り、一、年、を、お、り、の、
人、の、自、一、年、を、お、り、一、年、を、お、り、の、

後史遺事 卷之六 終

三神ノ... 皇威ノ内申定終内意自多ノ慮未を控申
素名ニ之極ノ修長を撰一ノ月定長由内ノ申ハ内花葉
之定ノ子誠然ノ事由之と申すノ内職克クノ事ナリ一
以ハ極ナリ古言父修由ノ名治トシテ養リノ信一トシテ
神退ノ事由ノ内職神ノ事由ノ内職神ノ事由ノ内職神
初撰神ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事
中申ノ定事トシテ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事
附申ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由
十七ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由
之撰ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由
申撰神ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由
此由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由
ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由

おのり... 皇威ノ内申定終内意自多ノ慮未を控申
素名ニ之極ノ修長を撰一ノ月定長由内ノ申ハ内花葉
之定ノ子誠然ノ事由之と申すノ内職克クノ事ナリ一
以ハ極ナリ古言父修由ノ名治トシテ養リノ信一トシテ
神退ノ事由ノ内職神ノ事由ノ内職神ノ事由ノ内職神
初撰神ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由
中申ノ定事トシテ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事
附申ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由
十七ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由
之撰ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由
申撰神ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由
此由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由
ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由ノ事由

右鏡公遺事四卷者，乘為光侯豆綱君一世之事蹟也。嘗
乘寓直之暇，連日起草校正記之。己丑八月十一日就。

西城虎殿直士

乘海無族源定以在判

鏡公遺事一卷，借馬場氏寫之于時。
萬延元庚申晚冬中旬七日也。元治
元年甲子晚夏再寫京師客邸。

鈴木重斷

Handwritten text in vertical columns, likely a manuscript or historical document. The text is dense and appears to be in a traditional East Asian script, possibly Chinese or Japanese. The right page is blank.

